

全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部長 殿

農林水産省東海農政局長

令和 6 年 1 月 23 日からの大雪等に伴う災害に対する金融上の措置について

今回の令和 6 年 1 月 23 日からの大雪等に伴う被害により災害救助法（昭和 28 年法律第 118 号）が適用された岐阜県不破郡関ヶ原町の被災者に対し、契約者の状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、岐阜県農業協同組合中央会及び岐阜県信用農業協同組合連合会と協力の上で、貴会会員農業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請しましたので御了知願います。

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- （1）組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。
- （2）共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

2 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

担当：経営・事業支援部経営支援課 農業協同組合指導班 丹羽、岡山 電話 052-223-4620
--